

教職員の懲戒処分等について

令和6年7月12日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山市立 済美中学校 教諭 おかだ なおあき 岡田 直晃 (30歳)	懲戒免職	<p>令和5年6月28日(水)、当時の勤務校において、男子更衣室の隙間から隣接する女子更衣室に動画撮影状態のスマートフォンを差し入れ、着替え中の女性教諭を撮影した。令和6年3月13日(水)、同様の方法により、着替え中の女性教諭を撮影しようとした。</p> <p>また、令和5年8月15日(火)、福山市内の30代女性方において、風呂場の窓の隙間からスマートフォンで30代女性の上半身及び下半身を、脱衣所の窓の隙間から10歳未満の女児の下半身を撮影した。</p> <p>これらの行為により、令和6年4月26日(金)、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の罪及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反(撮影未遂)の罪で起訴され、同年5月17日(金)、同法違反(撮影)の罪で追起訴された。さらに、同年7月2日(火)、広島地方裁判所福山支部において、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡された。</p> <p>10歳未満の女児への行為は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する。</p> <p>これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
県東部 公立小学校 教諭 (30歳)	停職3月	<p>令和5年8月10日(木)、女性教諭に対して、路上に駐車した自家用車内において、抱きついたり、口にキスをしたりしたことにより、嫌悪感や恐怖感を与えた。また、令和5年12月26日(火)、同女性教諭に対して、大型商業施設の駐車場に駐車した自家用車内において、抱きつく、右頭部の髪の毛の匂いを嗅ぐ、複数回口にキスをするといった行為を行い、嫌悪感や恐怖感を与えた。</p> <p>これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

被処分者	処分内容	処分理由
<p>県西部 公立小学校 教諭 (28歳)</p>	<p>減給 10 分の 1 1 月</p>	<p>令和6年5月25日(土)午前10時頃、自宅において、膝立ちの状態にある妻の後頭部を右手掌で叩き、同日午前10時30分頃、暴行の容疑で現行犯逮捕された。その暴行により、妻が床で鼻を打ち、同人に加療約1か月を要する鼻骨骨折の傷害を負わせた。</p> <p>このことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の関係所属長のうち、所属職員に対する指導・監督が不十分であった所属については、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和6年7月12日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp